

平成 14 年 7 月

## 「総務省政策評価会」の開催について

総 務 省

### 1. 開催の趣旨・目的

総務省の政策評価について客観性・厳格性を確保するため、所管の行政分野に関し知見を有する者、学識経験者より総務省の政策評価等について意見を求めることを目的として開催する官房長主催の懇談会。

### 2. 背景・経緯

本年 4 月 1 日より「行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）」が施行され、同法第 3 条において各行政機関は政策評価等を行うに当たって学識経験を有する者の知見を活用することが求められている。

### 3. 審議事項

総務省所管分野の政策評価の重要事項について審議し、必要に応じて意見を付する。

### 4. メンバー構成

- (1) 関係行政分野に関し知見を有する学識経験者及び実務者により構成
- (2) 構成員（別紙）